

佐久平総合技術高校 飲酒運転防止に係る校内ルール

飲酒運転撲滅のため、「職場における飲酒を伴う懇親会」（以下、懇親会）について、以下のとおり取り決める。

- 1 基本的な考え方
 - ・ 懇親会には、節度を持った飲酒量・時間・態度で参加する。
 - ・ 過剰な飲酒、無理な飲酒を強く勧めるようなことは行ない。それぞれの適量・ペースを守って飲酒できるようにお互いに配慮する。
- 2 懇親会を企画し、参加を呼びかけるにあたって
 - ・ 幹事は事前もしくは開始前に懇親会等参加確認表（様式 1、もしくはそれに準ずる形式）により、飲酒の有無と行きと帰り、翌日の運転の有無について確認を行う。
 - ・ 学校全体及び学年会、教科会の酒席等、勤務場所から直接酒席会場に向かうものについて実施する。
- 3 懇親会前
 - ・ 飲酒をする職員は酒席会場には、原則として自家用車を運転しての参加はしない（下記代行利用者を除く）。
 - ・ 運転代行での帰宅予定者については、可能なら事前に運転代行を予約する。
- 4 酒席に際して
 - (1) 開会に先立ち実施すること
 - ・ 幹事、管理職等は自家用車で会場に来ている者について確認し、その者について飲酒の有無、帰宅方法について確認する。
 - ・ 運転代行での帰宅予定者については、その予約等を確認する。
 - (2) 終了時に実施すること
 - ・ 幹事、管理職等は帰宅方法について、改めて全員に注意を促す。
 - ・ 運転代行で帰宅する職員については、代行車への乗車を確認する。
 - (3) 翌日早朝に、車の運転を予定している場合は、おおむね 20 時以降はアルコールを摂取しない。また、飲酒の量を控える。

佐久平総合技術高校 わいせつ行為等防止のための校内ルール

教職員と生徒がお互いを尊重した人間関係を築くため、校内外での指導においてわいせつ行為やセクハラ等のハラスメント行為が起きないように次のような校内ルールを決め、遵守する。

- (1) 生徒と教室や研究室等で外から見えない状態では 1 対 1 にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じる。面談指導などでやむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された相談用の場所で行う。
- (2) 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
 - ・ ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰が見えるようにする。（改修が必要な場合は順次対応する）
 - ・ ドアの小窓の設置等が難しい室は、室管理者を教頭等管理職とし、随時、使用状況等を確認する。
 - ・ 部屋を 1 人の教職員が管理しないよう鍵の複数化や教務室等での保管をする。
- (3) 電話、メール、SNS 等による私的なやり取りは行わない。
- (4) 職員の自家用車への同乗は、生徒引率等や緊急時などやむをえない場合のみとする。
- (5) 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (6) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- (7) 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (8) わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口又は校外通報・相談窓口へ連絡をする。